

(別紙 4)

健康保険証廃止後の制度の概要 (2024 年 1 0 月 2 5 日現在)

1. 2024 年 12 月 2 日以降、健康保険証の新規発行ができなくなり、原則として「マイナ保険証」に移行することになります。

2. 健康保険証廃止後の運用 (新たな制度) 次頁の C 参照

(1) 医療機関等で保険診療を受けるには、原則として「マイナ保険証」を利用することになります。加入者様ご自身で「マイナ保険証」の利用登録を行うほか、「資格情報のお知らせ」を携行する必要があります。

- A. 「資格情報のお知らせ」には、加入者の記号・番号等の被保険者資格等が記載されており、「マイナ保険証」と一緒に携行し「マイナ保険証」が読取れない場合等に医療機関等に提示するものです。
- B. 携行する形態は、紙またはスマートフォン（マイナポータルの資格情報画面をスマートフォンにダウンロードして使用）となります。
- C. 今回交付するお知らせはこれに該当しますので、紙で携行する際は、ミシン目に沿って切り取り使用してください。

(2) 「マイナ保険証」の未登録者には、「資格確認書 (※)」を交付します。

- A. 加入者の記号・番号等の被保険者資格等が記載されており、医療機関等に提示すれば診療が受けられる（健康保険証の代替として利用する）ものです。申請による交付が原則となります。
- B. 有効期限が設定され、有効期限到来時には更新（差替え）が必要となります。

3. 経過措置期間 (2024 年 12 月 2 日から 2025 年 12 月 1 日まで) の運用 次頁の B 参照

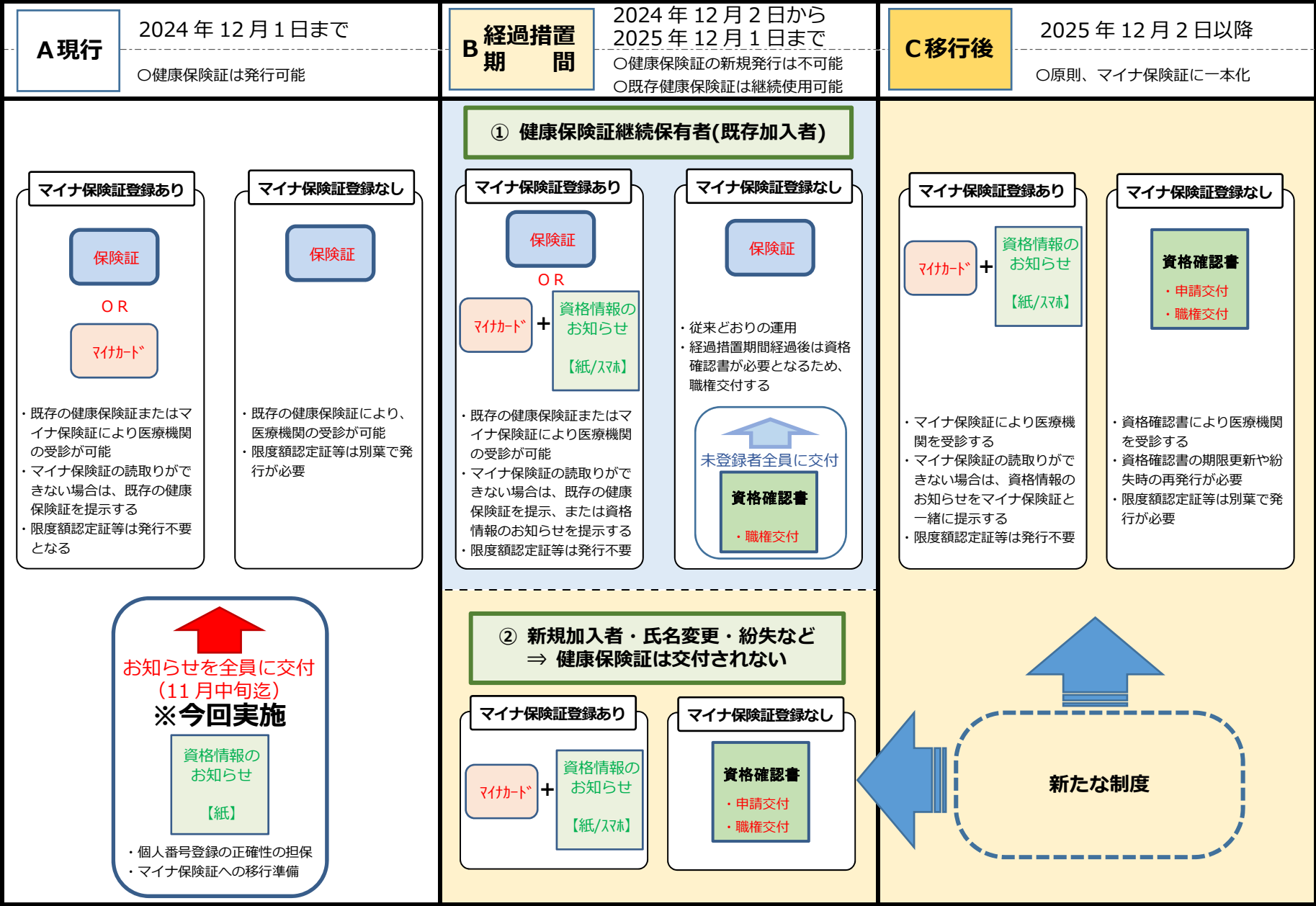
(1) 現行の健康保険証の継続使用が可能となる期間が設けられています。既存の健康保険証の表示内容に変更がない限り、2025 年 12 月 1 日まで使用できます。 次頁 B の①参照

- 経過措置期間経過後（2025 年 12 月 2 日以降）は既存の健康保険証は使用できなくなります。「マイナ保険証」の登録をまだ行っていない方は、早めに登録してください。期限までに登録できない場合は、当組合より別途、資格確認書を送付いたします。

(2) この期間は、新たに健康保険証の発行はできませんので、新規加入者（採用・被扶養者の追加）や氏名変更など既存の健康保険証の表示内容が変更となる場合は、上記 2. の運用（新たな制度）となります。

次頁 B の②参照

4. 健康保険証廃止にかかるスケジュールイメージ

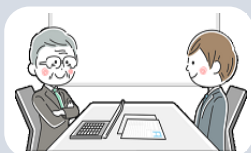


(別紙5)

2024年12月2日以降

保険証は発行されません

入社



扶養認定



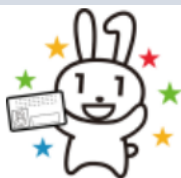
氏名変更



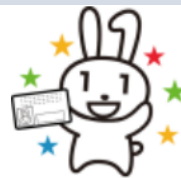
保険証紛失



新しい保険証が必要なときは…



マイナ保険証をご利用ください



現在お持ちの保険証も



2025年12月2日以降は使用できません

Q. マイナ保険証を使うためには事前に手続きが必要なの？

A. **医療機関にマイナンバーカードを持参するだけで大丈夫です。**保険証の利用登録がお済みでない場合も、医療機関に備え付けのカードリーダーで登録ができ、すぐにマイナ保険証として利用できます。

Q. マイナ保険証で記号・番号や保険者番号はどうやって確認するの？

A. マイナポータル（マイナンバーカードでログインする行政手続のオンライン窓口のこと）からいつでもご確認いただけます。マイナポータルで確認できない方は、資格取得時などに当組合が発行する「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。

※マイナポータルへのログイン方法は **マイナポ** **検索**

Q. 高齢受給者証などの他の証書はどうなるの？

A. **マイナ保険証に統合されます。**ただし、資格確認書をご利用の方には、従来どおり各証（高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証）を発行します。自治体から発行される医療証の取り扱いは自治体にご確認ください。

Q. 安全性は大丈夫？

A. 当組合では資格情報の点検を行い、マイナンバーが正確に登録されていることを確認しています。また、人為的なミスによる誤登録は自動的に探知され、資格情報の閲覧が停止される仕組みが備わっています。

Q. 資格確認書って何のこと？

A. 資格確認書は、マイナ保険証を利用することができない方（有効な保険証をお持ちの方を除く）に対して発行されるものです。マイナ保険証と比べて有効期限や機能の制約がありますが、医療機関で資格確認はできます。当組合に加入したときなどにご本人からの申請に基づいて発行しますが、健保組合が職権で発行する場合もあります。



資格確認書には有効期限があります



マイナンバーカードの申請はこちらの2次元コードからできます



マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入ってください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

同意する

同意しない

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

限度額情報を
提供しますか

提供する

提供しない

マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの？

メリット
1

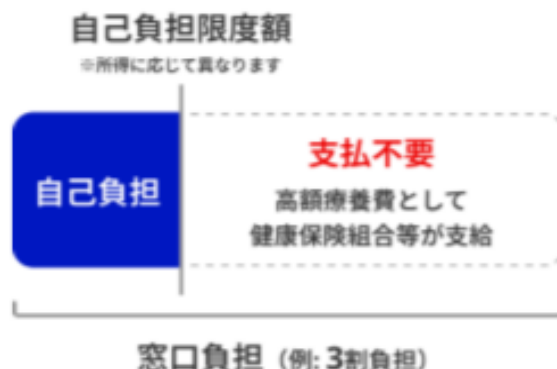
より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療/薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

メリット
2

窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。



メリット
3

引越や、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

転職や転居等による健康保険証の切り替え更新が不要です。

※新しい保険者へ加入の場合は手続きが必要です。

マイナンバーカードを安心してお使いいただくために



マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になりすまして手続きを行うことはできません。個人情報の保護には十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用できます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。

安心・安全なマイナ保険証



マイナ保険証とは？

マイナンバーカードに**健康保険証の利用登録**をしたもの。
マイナ保険証で受診すると、本人が同意した場合は、過去の**診療・薬剤情報**や**特定健診情報**などを医師らが確認でき、より良い医療が受けられます。

マイナ保険証(マイナンバーカード)は安心して利用できます！

マイナンバーカードをマイナ保険証として利用しても、**保険証の情報や診療・薬剤情報、特定健診情報**などは**ICチップ**に記録されません。

その他にも…

1 なりすましはできません

✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

2 プライバシー性の高い個人情報が入っていません

✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報も記録されません。

3 オンラインでの利用には電子証明書を使います

✓ マイナンバーは使いません。

4 マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

表面



1 顔写真

裏面



4 マイナンバー

2 3 ICチップ

セキュリティ対策

➤ 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能

マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)までご連絡を。

➤ アプリごとに暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック

➤ 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



健康保険証利用登録の詳細はこちらから↓

厚生労働省作成動画

【どうやって申し込むの？

今すぐできる！簡単申込み編】

